

令和8年度第1回三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会 議事録

1 開催日時

令和8年度6月2日（火曜日）15時00分から17時00分まで

2 開催場所

三重県栄町庁舎5階 第51会議室

3 出席者数

出席8名（うちオンライン参加3名）、欠席7名

4 内容〈事項〉

- （1）第6次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画について
- （2）その他

5 概要

- （1）第6次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画について

■第5次計画の進捗状況

【委員意見】

- ・ソフト分野の取組について、県の単独部署では目標達成が難しいのであれば、早い段階で市町や関係部署を巻き込むべきではないか。（目標設定時の想定を踏まえた対応が必要ではないか。）
- ・「商業施設等でバリアフリー化された施設数」の目標について、目標達成が難しい理由を新築件数の減少とするよりも、既存施設への働きかけなど別のアプローチが必要ではないか。
→民間施設については、基準適合が難しい場合や、適合証の取得を望まないケースもあることが取得が進みにくい要因の一つと考えられる。（ご指摘いただいた通り、）適合証の認知度が低い部分もあるため、その面でも働きかけを検討していきたい。
- ・実際にはバリアフリー対応がされているものの、適合証を取得していない施設もあるとのことだが、こうした施設を実績として評価できないか。
→現在の指標は適合証交付件数としているため、取得されていない施設は含まれていない。評価指標のあり方については課題であると認識している。
- ・技術基準を満たしていても、実際の利用においては使いづらい事例が存在することから、単なる基準適合ではなく、利用者の動線や使いやすさを踏まえた検証が重要。特に、エレベーターの配置や案内表示など、実際に使う場面での利便性に着目すべき。

- ・小規模な飲食店等においては、利用者が外観からバリアフリー対応状況を判断できず、利用を断念するケースがある。大規模施設とは別に、小規模店舗でも対応しやすい仕組みや支援等が課題であると思われる。
 - ・乗合バスやタクシーのバリアフリー車両の導入については、導入費用が高額であることが普及の障壁となっており、事業者の負担軽減を図るための財政的支援が必要ではないか。補助制度の状況はどうか。
- ＵＤタクシーについては県でも補助をしており、導入促進にある程度貢献していると考えている。バス車両のバリアフリー補助については近年予算措置ができていない。

■ 第６次計画の主な取組（案）

【委員意見】

（ハート：意識づくり）

- ・学校出前授業等における当事者参画は、子どもたちにとって単なる知識習得にとどまらず、実際の生活の様子や困難が伝わることで理解が深まるなど、有益なものと思われる。体験型の学習は、子どもたちに強い印象を残し、その後の行動変容にもつながることから、今後はさらに実施機会を拡充すべき。

→当事者参画の有効性は認識しており、先行事例も参考にしながら実施拡大を検討していく。

- ・障がい種別によって学校等での体験機会に偏りがあるとの指摘があり、特に視覚障がいや聴覚障がいなど、日常生活の中で接する機会が少ない障がいについては理解が進みにくい状況がある。そのため、多様な障がい特性に対応した体験や学習機会を取り入れることが必要。

- ・研修や学校教育により得られた気づきを一過性のものとするのではなく、社会全体の行動変容につなげていく仕組みづくりが重要。例えば、日常生活の中で自然に支援行動ができるような意識の定着を目指す必要がある。

→具体的な行動につながるような啓発方法について、事例の活用も含め検討していく。

- ・当事者から得られた意見や体験については、その場限りとせず蓄積し、製品開発やサービス改善など具体的な施策に反映させる仕組みが必要。特に、現場での気づきを広く共有し、社会全体の改善につなげていくことが重要。

- ・おもいやり駐車場のうち、車椅子優先区画の取組は効果が限定的とのことだが、要因は何か。

→優先区画であることが十分認識されていないことや、利用者間で使い分けがされていないことが主な要因と考えている。表示方法の見直し等が課題である。

- ・おもいやり駐車場については制度の認知は一定進んでおり、利用証を持っていない人が停めていることは少なくなってきた。ただ、「利用証を持っていれば（3.5mの幅が必要ない人で

も) 幅広区画を使用してよい」という認識が広がっており、優先区画の適切な利用が徹底されていないのではないか。

→制度の認知は進んでいるが、幅広区画について適切な利用の理解が十分でない面があると認識している。

(ハード：施設整備)

- ・基本構想、マスタープランについては、市町によって担当部署が明確でない場合があり、福祉、建設など複数の部門にまたがるのが、策定の遅れの一因となっているのではないか。

→市町により、福祉部門と建設部門などで所管が分かれている場合があり、統括的に取り組む体制が整っていないことが要因の一つと考えられる。

- ・公共建築工事における当事者参画については、設計段階から関与する想定か。

→工事着手後では変更が難しいため、意見を反映可能な設計段階での参画を想定している。

- ・技術基準を満たしているにもかかわらず、使いにくい施設があるのはなぜか。

→基準を満たすだけでは利用実態に合わない場合があり、利用者視点が十分に反映されていないケースがあるため、当事者の意見を取り入れる必要がある。

- ・当事者参画の仕組みづくりについて、どの程度のスケジュール感を想定しているのか。

→現時点では具体的な工程は定まっていないが、第6次計画期間内で枠組みを整備することを目標として検討を進めていく。

- ・新築工事だけでなく、既存施設の修繕・改修の際にも当事者参画を行うことで、費用対効果の高い改善が可能となることから、修繕工事も対象とすることが望ましい。

→国の方針では主に新築工事が対象となっている。また、修繕工事についても有効な取組と考えられるものの、まずは当事者参画の仕組みづくりの段階であるため、将来の検討課題として受け止める。

(ソフト：支援・情報)

- ・ヘルプマークについては認知度が向上している一方で、「これをつけておけば席を譲ってくれる」といった、本来の趣旨に沿わない使用への懸念もある。そのため、単なる認知拡大にとどまらず、適切な理解につながる周知が必要。

→認知拡大に加え、正しい理解につながるよう、研修や情報発信の中で啓発していく必要があると考えている。

- ・ヘルプカードには助けてほしいことが書けるが、ヘルプマークには書けない。ヘルプカードと併用することで必要な支援内容を具体的に伝えることが可能となるため、配布時に両者をセットで周知するなど、実効性を高める工夫が必要。

- ・支援が必要な子どもの親が着用しているケースもあり、誰に支援が必要かがすぐにわかるよう、本人が適切に表示することが重要。また、支援する側に対しても、躊躇なく声かけできる環境づくりが重要。

(2) その他

特になし

(以上)